

岡田賞選考規則

(総則)

第1条 この規則は、一般財団法人日本気象協会が岡田記念事業を実施するにあたり、日本気象協会岡田賞（以下、「岡田賞」という。）を選定するための手順を定め、厳正な運用に資することを目的とする。

(岡田賞の対象)

第2条 岡田賞の対象は、気象・地象・水象及び地象を対象分野とした研究及び事業推進における功績、または対象分野のリスク対策及び社会経済の活性化に繋がる学術研究調査・事業活動（以下、「研究等」という。）とし、研究者・担当者等（以下、「研究者等」という。）の個人を表彰する。

(選考基準)

第3条 岡田賞は、次の（1）または（2）の基準を満たし、かつ（3）ア）からエ）のいずれかに該当する研究や事業推進の功績、または学術調査研究や事業活動を行った研究者等から選考する。

- （1）気象・水象・海象・地象分野における学術研究調査・事業活動の社会人としての実績が10年以上であること
- （2）上記の活動に関する学術論文・調査報告の発表がなされており、事業計画策定と実行の主体として10年以上の活動実績を示せること
- （3）表彰対象とする活動内容
 - ア） 気象・水象・海象・地象を検知・予測する手法として運用に供されている研究調査または事業推進における貢献
 - イ） 気象・水象・海象・地象に関わるリスク分析や対策検討が社会施策の指針となった研究調査または事業推進における貢献
 - ウ） 気象・水象・海象・地象を利活用し社会便益をもたらしている研究調査または事業推進における貢献
 - エ） 気象・水象・海象・地象分野における専門分野において、先駆的な研究調査または事業運営を担い、社会的貢献に寄与した取り組み

(候補者の選定)

第4条 岡田賞事務局は、表彰年度ごとに関係機関等から情報を収集し、岡田賞候補者を選定する。

(選考方法)

第5条 岡田賞の選考は岡田賞選考委員会（以下、「委員会」という。）が実施する。

- 2 岡田賞選考委員（以下、「選考委員」という。）は、岡田賞候補者に対して、選考基準との適合及び業績内容について調査する。
- 3 委員会は会議を開催し、各選考委員の調査結果に基づき、参加選考委員の多数決により候補者の授賞を決定し、あわせて報奨内容を定める。
- 4 委員会の運営については、岡田賞選考委員会規則に定める。

(表彰内容)

第6条 岡田賞は、第3条に規定する選考基準に該当する研究等を実施した被表彰者に対して、業務功労賞または奨励賞を授与する。

2 業務功労賞は、授賞者に対し表彰状並びに副賞を授与する。

3 奨励賞は、候補者が40才未満の研究者等が対象となる場合に、特別賞として授与することがある。授賞者に対し表彰状並びに副賞を授与する。

4 副賞は活動助成金とし、100万円を上限とする。

(選考結果の通知)

第7条 委員会の決議により選考した被表彰者に対して、決定後速やかに委員会事務局が日本気象協会会長名で授賞を通知する。

附 則

この規則は、制定の日から施行し、2021年10月1日から適用する。